

## 離婚届

1. アメリカ等外国の方式(法律)で離婚したときは3か月以内に届け出てください。
2. 離婚により戸籍の氏を変更した方は変更後の新戸籍を以って日本旅券の切替も必要となります。
3. [不受理申出](#)は本人の意思に基づかない届出が受理されることを防止するための制度です。詳細は当館戸籍係までお問合せください。

## 必要書類

### <日本人同士の場合>

- ① 離婚届 2通
  - ② 戸籍謄本 原本1通と写し1通
  - ③ 裁判所の離婚判決謄本(Divorce Decree) 原本1通と写し1通
  - ④ 上記③の和訳文 1通 ※下記の注意事項をご参照ください。
  - ⑤ 離婚日から3か月以内に届け出なかった場合には遅延理由書 1通
  - ⑥ 各人の有効な日本旅券及び米国査証/永住権(グリーンカード)の写し 各1通(参考資料)
- (注1) 日本の方式で婚姻した方は日本の方式による協議離婚ができます。この場合は上記③④⑤は不要ですが離婚届書に成年の証人2名の署名、押印が必要です。証人が外国人の場合は外国語で署名し、その「読み方」をカタカナで併記してください。
- (注2) 婚姻により氏を変更した方は離婚により自動的に婚姻前の氏に戻りますので、婚姻中と同じ氏を使用したい場合には、「離婚の際に称していた氏を称する届」(2通)を離婚日から3か月以内に届け出る必要があります。なお、3か月以降は日本の家庭裁判所の許可が必要です。

### <日本人と外国人の場合>

- ① 離婚届 2通
  - ② 戸籍謄本 原本1通と写し1通
  - ③ 裁判所の離婚判決謄本(Divorce Decree) 原本1通と写し1通
  - ④ 上記③の和訳文 1通 ※下記の注意事項をご参照ください。
  - ⑤ 離婚日から3か月以内に届け出なかった場合には遅延理由書 1通
  - ⑥ 有効な日本旅券及び米国査証/永住権(グリーンカード)の写し 各1通(参考資料)
- (注1) 婚姻により戸籍の氏を配偶者の外国氏(カタカナ表記)に変更した方が婚姻前の氏に戻りたい場合には、「外国人との離婚による氏の変更届」(2通)を離婚日から3か月以内に届け出る必要があります。なお、3か月以降は日本の家庭裁判所の許可が必要です。

## 注意事項

- 届書の記入を訂正する際には**修正テープ等は使用できませんので二重線で消し訂正して二重線の上には必ず印(拇印)を押してください。**
- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消せるボールペンで書かないでください。
- 米国の裁判所で成立した離婚判決謄本の和訳文について  
和訳文のフォーム(形式)は特にありません。要訳で構いませんが以下の内容が必須です。

- 1) 夫の氏名、国籍、および被告か原告か
  - 2) 妻の氏名、国籍、および被告か原告か
  - 3) 離婚判決確定日
  - 4) 裁判所名(例えば「アメリカ合衆国ジョージア州フルトン郡上級裁判所」など)
  - 5) 届出人が原告(相手方が被告)の場合には日本の民事訴訟法第 118 条に規定する条件(被告が承知の上で裁判が行なわれた)を満たしていることを証する箇所(例えば、「被告は訴訟の開始に必要な呼び出しを受けた」、「被告または被告側の弁護士が出廷した」など)
  - 6) 日本国籍の未成年の子がある場合は子の氏名、および親権について(例えば「共同親権」、「父の単独親権」、「母の単独親権」など)
  - 7) 翻訳者の氏名(翻訳者はご本人でもよい)
- 新本籍を従前と異なる市町村に設定する場合は必要部数が 1 通ずつ多くなります。
  - 日本国籍を有する未成年の子がいたり届出人が原告(相手方が被告)であるなど、場合により追加書類が必要なときがありますので詳細は当館戸籍係までお問合せください。

#### 届出方法

当館へ直接届出をするほか、当館または日本の本籍地役場へ郵送することもできます。

#### 戸籍の記載までの日数

当館にて受付の場合、概ね1~2ヶ月を要しています。戸籍の完了確認、入手については日本の本籍地役場へお願いします。

#### 問合せ&送付先

Consulate-General of Japan  
Consular Section (Koseki/戸籍)  
Phipps Tower  
3438 Peachtree Road, Suite 850  
Atlanta, GA 30326  
☎(404) 240 - 4300 内線 3032  
☎(404) 926 - 3032(直通)  
[ryoji@aa.mofa.go.jp](mailto:ryoji@aa.mofa.go.jp)

※えっ！親子の海外渡航が誘拐に？(ハーグ条約について)

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/2021hague.pdf>

※離婚後、共同親権(米国人との離婚の場合、基本共同親権)となった場合には、ハーグ条約(子の連れ去り)の適用となりますので、ご注意ください。